

平成30年第2回広尾町議会定例会 第2号

平成30年6月8日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 浜 野 隆	2番 萬亀山 ちず子
3番 北 藤 利 通	4番 前 崎 茂
5番 志 村 國 昭	6番 山 谷 照 夫
8番 渡 辺 富久馬	9番 小 田 英 勝
10番 小 田 雅 二	11番 旗 手 恵 子
12番 浜 頭 勝	13番 堀 田 成 郎

○欠席議員（1名）

7番 星 加 廣 保

○出席説明員

町 長	村 瀬 優
副 町 長	田 中 靖 章
会 計 管 理 者	道 淳 一
兼 出 納 室 長	道 淳 一
総 務 課 長	白 石 晃 基
総 務 課 参 事	松 田 哲 典
総 務 課 長 補 佐	沖 田 一 美
併 総 務 課 参 事	西 内 努
併 総 務 課 主 幹	折 笠 博 和
併 総 務 課 主 幹	山 岸 雄 一
企 画 課 長	長 田 吉 弘
企 画 課 長 補 佐	宝 泉 大
住 民 課 長	齊 藤 美 津 雄
住 民 課 長 補 佐	佐 藤 直 美
住 民 課 長 補 佐	楠 本 直 美
住 民 課 長 補 佐	山 畑 裕 貴

兼住民課長補佐	村山	上崎	洋勝	子彦
保健福祉課長	山崎	崎勝	勝彦	
兼老人福祉センター長	山佐	藤清	清美	
保健福祉課長補佐	菅原	樹美	美恵	
地域包括支援センター長	金石	輝	義子	
地域包括支援センター次長	村上	洋	力	
健康管理センター長	浜頭		力	
兼養護老人ホーム所長	浜頭		則真	
特別養護老人ホーム所長	平井	浩	則裕	
農林課長	寺平	浩	宏司	
農林課長補佐	雄室	幸直	通一	
兼町営牧場長	小北	川盛	憲司	
水産商工観光課長	前小	川浩	亨人	
水産商工観光課長補佐	森渡	谷將	裕美	
建設水道課長	齊藤	藤裕		
建設水道課参事				
建設水道課長補佐				
兼下水終末処理センター長				
港湾課長				
国保病院事務長				
国保病院事務次長				

〈教育委員会〉

教 育 長	笹原		博
管 理 課 長	山 岸	直	宏
管 理 課 長 補 佐	及 川	隆	之
学校給食センター所長	山 岸	達	也
ひろお幼稚園長	道	尚	子
社会教育課長	早 川		修
社会教育課参事	奥 村	京	子
兼海洋博物館長	早 川		修
兼図書館長	奥 村	京	子

〈選挙管理委員会〉

委 員 長	宮 脇	昭	道
併 書 記 長	白 石	晃	基

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	大 林	忠
併 書 記 長	菅 原 康 博	

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	木 下 利 夫	
併 書 記 長	白 石 晃 基	

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	今 村 弘 美	
事 務 局 長	西 脇 秀 司	

○出席事務局職員

事 務 局 長	菅 原 康 博	
総 務 係 長	保 坂 一 也	
総 務 係 主 事	林 菜 々 美	

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

議員の出欠であります。7番、星加廣保議員より欠席の届け出があります。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、前崎茂議員、9番、小田英勝^{こだ}議員を指名します。

◎日程第2 一般質問

1、議長（堀田） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に従い、順次発言を許します。

初めに、5番、志村國昭議員、登壇の上、発言を許します。

1、5番（志村） 私は、「会計年度任用職員」創設に伴う今後の進め方について町長に伺います。

2016年に実施した総務省の調査によれば、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人とされ、正職員の約3分の1に当たるとされています。恒常的業務につき、地方行政の重要な担い手であることから、職員の待遇改善のため、昨年、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、「会計年度任用職員」と位置づけられました。これまで任用根拠が曖昧と言われてきましたが、法の改正により、その根拠が明確になりつつあります。また、大きくは、これらの職員にも期末手当を支給できるように、「同一労働・同一賃金」が推進されるものと期待されています。

しかし、地方自治体においては、条例改正や人事、また、給与システムの改修などに時間がかかることから、施行は2年後とされています。

本町では、最近、福祉・医療職において退職、転職が相次ぎ、健全かつ円滑な業務を行うための人手が不足する事態が生じているようで、私的な聞き取り調査ではありますが、転職の理由で重視したのが、待遇面で民間と比較した事例が確認されております。

恒常的業務に長年勤務される方については、正職化するのが本来であると以前から申し上げてきましたが、困難との答弁が繰り返されています。今後もこれらの方の正職化が無理であるならば、今回の法改正に伴った「同一労働・同一賃金」を前進させることを求めるものです。現場の実態を調査し、該当する職員からの意見・要望を直接聴取するなど、労使が一定程度の理解を深め、早期に待遇改善を実施することが貴重な人材を保持することにつながると思います。

町長は、会計年度任用職員の創設に伴い、今後どのように進めていくのか、その考えをお聞かせ

ください。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 志村議員の質問にお答えをいたします。

「会計年度任用職員」の創設に伴う今後の進め方についてであります。

昨年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によりまして、特別職、非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されるとともに、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、平成32年4月1日から施行することになったところであります。

国からは「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」が出され、制度設計に向けた内容が示されているところであります。

フルタイムの会計年度任用職員には、給料、旅費及び一定の手当が支給されることや、勤務条件等についても常勤職員に近いものとなっており、それぞれ条例等で定める必要があります。国が想定する制度導入のスケジュールでは平成32年4月施行としておりますが、それよりも早い段階での制度整備もあり得るとしており、現在、会計年度任用職員制度導入に向け情報収集を行うとともに、特に特別養護老人ホーム等の施設職員にあつては、理事者が直接現状を聴取するなど、制度設計に向けた取り組みを行っております。

臨時職員の処遇改善につきましては、今回の制度改正に先んじて過去より期末手当に相当する割増賃金の支給、有給休暇、忌引休暇の拡充などの整備を図ってきたところでありますが、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの介護職員や病院の看護助手においては、退職等による人材不足を生じている現状にあります。安定した人材確保に向け、今改正の会計年度任用職員制度を見据え、臨時職員の処遇改善を前倒しして実施できないか内部で検討をしております。

特別養護老人ホーム、養護老人ホームの介護職員や病院の看護助手については、人材確保が緊急性を要しておりまして、フルタイムの臨時職員につきましては、本年10月から日額賃金を賃金表を用いた月額制に改正するなどの処遇改善を図り、人材確保に万全を期し、施設の運営を行ってまいりたいと考えております。

なお、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの介護職員や病院の看護助手以外の臨時職員につきましては、さらに今後も国等の情報収集に努め、本町における新たな制度を設計したいと考えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） 非常に前向きなご答弁をいただいたところですが、地方公務員法及び地方自治法の改正による非常勤職員の待遇改善とあわせて、会計年度任用職員の創設に伴う国への要

望については、さきの議会定例会で意見書を提出させていただきました。

今、本町のこれからの取り組みについて町長からのお話があったわけですが、この改正によって必要となる財源をはじめとした詳細というのは示されているのかということ、それから諸問題があって自治体から国への要望が当然必要になると思うのですが、管内的に他の自治体の動き、あるいは道内的な町村会などはどういうふうに出ていて、現在その情報等がございましたらお聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 会計年度任用職員、聞きなれない名前の制度でありますけれども、国のほうで法律が、今、公布をされておりまして、施行については32年4月なのではございますけれども、何が違うのだという、今までは6か月、6か月で任用してきました。それが会計年度というわけですから1年間任用できるよということと、あと、それぞれいろんな待遇面でいろいろな改善がなされているところであります。議員おっしゃったように手当ですとか、いろんなことを出さなければならないということになったところであります。

今、特に前段答弁申し上げましたように、介護職員が非常に不足をしている、担い手が不足をしている。また、民間が出てきたことによって介護職員の異動もあるというところで非常に急務になっているところでありまして、前倒しで今、考えているところであります。

今、議員おっしゃったように、やはり非常に待遇が改善されるわけでありまして、財源が伴うわけでありまして、それに対する財源については、直接は示されていないところでありますけれども、全国の人事ですとか給与担当の課長会議におきまして、地方交付税で地方財源に密接に関係あるのだという、そんな議事録がある程度のことなのです。だから、明確には交付税で措置をするということにはなっておりませんが、今後につきましては、国の動向を見きわめながらしていきたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 志村議員。

1、5番（志村） 今おっしゃられたとおり、地方財政計画に今のところ反映されていないというのが現実だと思います。やっぱり財源確保がしっかり示されるのが先だと思うのですが、そんな中で独自で、先ほど町長のお話にありましたように、前倒しでというようなのがあったのですが、今の広尾町にとっては非常に難しいことだと思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり人手不足がその業務に支障を来してはならないということだと思いますので、この点、その原因をしっかりと検証した上での対処といいますか、そういうことが必要ではないかと思っています。それには、これらの職員の方々との話し合いなどを早期に行うべきだと思います。

それから、あわせて、本来自治体が行うべき事業を担っている社会福祉協議会ですとか多機能型事業所などの法人についても、それぞれ指導が必要というふうに思うのですが、これらの法

人については、人格ある法人ですから慎重さが求められると思いますけれども、今、申し上げました職員の方々との話し合い、あるいは他の法人への指導ということについてどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今、議員がおっしゃった介護職員の担い手不足等々の解消に向けての関係でありますけれども、どうしても地域で安心して高齢者の方々が暮らしていただくためには、予防、介護、医療、そういった地域包括のシステムが必要であります。

とりわけ介護職員の、今、人手不足などがあるところでありまして、特に待遇改善も、これまで議会のほうからもいろんなご意見もあったところであります。民間の方が職員となって月給制だということ、やはり魅力なのですね。今回も、やはり日額ではなくて月額制にしたいと、そして給料表を用いて毎年昇給する形をとっていきたいと思っているところであります。今までは日額でありますから、経験年数4年たったら上がる仕組みにはなっていますが、上がらないのです。上がらないというか、一定の給与改定はありますけれども、今回そうではなくて、給料表を用いてそこでしっかり月給制にしていきたいと思っているところであります。そのことも副町長みずから現場に出向いて、それぞれの担当の介護職員と話をしながら、しっかり理解も求めているところであります。

また、関連する社会福祉協議会等、ここにも介護職員いるわけでありますから、その関係につきましても、今後、協議を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、3番、北藤利通議員、登壇の上、発言を許します。

1、3番（北藤） 私は、「サンタランドのまち」として災害に備える橋の建設のことをどのように考えているかを町長にお伺いいたします。

町の重要な官庁機関は、広尾市街地に集中している。いつ発生してもおかしくない大地震による大津波（29.4メートル）が予測されている中で、楽古川には橋梁が1か所しかなく、海拔13メートルと大津波による崩落の危険性があるのではないのでしょうか。

重要港湾となっている十勝港がある中で、何も対策を講じていない現状に住民は驚きと不安を感じているのではないのでしょうか。

年々人口が減少する中、本町で生活することに幸せを感じ、安心して暮らしていける「まちづくり」を進めていただきたく、町長の考えをお聞きいたします。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 北藤議員の質問にお答えをいたします。

災害に備える橋の建設についてであります。

平成24年に北海道が公表した「太平洋沿岸に係る津波浸水予測図」では、十勝港で最大29.4メートルの津波が来ると予測されています。本町では、この予測をもとに防災訓練の実施やハザードマップの作成など防災対策を講じております。楽古橋の海拔は13メートルであり、最大水位の津波が来た場合は、楽古橋は崩壊する可能性は非常に高く、通行できなくなります。これにより緊急輸送ルート、救急搬送の確保に大きな影響が出るものと考えております。

平成28年3月、高規格幹線道路帯広・広尾自動車の忠類大樹から豊似間が新規事業として採択されました。平成30年度は路線測量、道路予備設計、橋梁予備設計、地質調査、環境調査などを実施することとなっております。今後につきまして、広尾町までの延伸について期成会を中心に関係機関、関係団体と連携して、一日も早い全線開通を目指し、要請活動を行ってまいります。事業として採択された場合、広尾側からの工事着工、楽古川上流に最大水位の津波が来た場合に対応できる橋の建設ルートになるよう要望してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） ただいま町長おっしゃいましたように、豊似まで計画が乗ったと。それでも豊似まで開通するまでに、あと8年ぐらいかかると思いますね。それから今度、計画が広尾まで乗るのにどのぐらい年数がかかるかという、やっぱりそういうことを見据えると、町民は不安と、そういういら立ちを持ちつつ、広尾町に住むのはこれは怖いよということになりかねないのだという、そういう心配があるわけですよ。

それで、私は、やっぱり高規格道路の橋は橋で、やっぱり広尾町の生活を守るための橋というのは広尾町が独自に申請を上げて何か事業を起こしてやれるようなことを考えなければならないと、そういうふうに私は思うのですけれども、町長のお考えはどうでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 北藤議員おっしゃったとおり、忠類大樹から豊似まで、あの当時、採択されたときは10年かかると言われていまして、2年たったのだからあと8年ぐらいかかるのだらうというふうに思っています。豊似から広尾まで何キロあるかというと13キロぐらいありますから、まだ10年ぐらいかかるのだらうというふうに思っています。そうすると、20年近くかかって、その間どうするのだという話、もっともだというふうに思っております、私どもも大変危惧をしているところであります。

特に心配なのは、去年の12月に新聞報道されましたマグニチュード9の地震の確率が40%程度あるというふうに出されているところであります。以前は29.4メートルが来るところは相当間隔が長

かったわけではありますが、30年以内に来るのだらうという予測がされました。そうすると、やっぱり30年以内に来るとなると現実的な話かなというふうに思っているところでありまして、ではどうするのだというところでもあります。その問題と高規格道路を今、要望しているところでありまして、その兼ね合いがやっぱり難しいかなというふうに思っているところでもあります。防災だけを先行させると、国のほうでは、では防災対策でバイパスを1本通す。そうすれば高規格道路、要らないのではないのというぐらいの、その兼ね合いが非常に難しいかなというふうに思っているところでもあります。

でも、議員がおっしゃったとおり、もう相当20年ぐらいかかるのを待っていただけるのかというところでもありますから、そのところを一刻も早く事業化にしてもらって、そして広尾から工事を持続してもらおうという、そんなやっぱり強力な要請活動も今後していかなければならないというふうに思っています。やっぱりそのバックには、この大地震が来る確率が30年以内に来るのだというところ、防災の関係を前面に出しながら要望活動をしていきたいというふうに思っているところでもあります。

1、議長（堀田） 北藤議員。

1、3番（北藤） 町長も一生懸命頑張っているのはもう常にわかっておりますけれども、やっぱり町民は一日でも早い、そういう橋の建設というのは望んでいるというふうに思うのです。

それで、私、今、町長が掲げている町立病院の北斗病院との連携をとりながら、医者が北斗病院とを行ったり来たりする、そういう場合に、広尾町の患者さんが万が一こういうことになったときに北斗病院の医者がこっちに來られるのか、また、患者さんが救急を要したときに搬送できるのかということも十分考えた中でやっていただきたいのです。だから、市街地に消防あり、警察あり、あと病院、いろいろ、開発もありましょう。だから、そういう機能というのは恐らく発揮できないだろうと思うのです。だから、やっぱり上のほうに政治の力もかりながら強く要望をしていくというのが、私は広尾町の町民の減少をとめる一つの歯どめだというふうに思っているのです。それで、私は真剣に、これ6年前にもやっているのです。

ですから、その間に豊似まで事業化になったというのが一つのあれかなというふうに思いますけれども、いずれにしても、この辺少し町長に考えていただきたい。そして、サンタランドのまちの広尾町のサンタさんが盛り上げる中で、災害に備える橋の建設が、ぜひ必要だと僕は思うのです。それで、町長、ぜひ建設に向けて検討いただけることをお願い申し上げまして私の質問にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

1、議長（堀田） 最後の答弁は。

1、3番（北藤） あるのであれば。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 一日も早い橋の建設という要望をいただきました。ご案内のとおり高規格道路というのは産業振興、それから減災・防災対策、それから医療、そして観光だと、4つの要素で要望しているわけでありまして。特に、議員おっしゃったように災害の防災・減災対策でどうしてもやっぱり高規格道路が必要だということ、十分に、十二分に認識をしているところであります。高規格道路、強く期成会を挙げて要望していくわけでありましてけれども、また違ったチャンネルもあれば、違う事業でもあればあわせて要望していきたいなというふうに思っているところであります。基本的には、高規格道路を一日も早く広尾まで事業化にしてもらって広尾から着工してもらう、そのところと違うメニューがもしジョイントできれば、やっぱりいろんな方々の応援もいただきながら、いろんなチャンネルを使いながら進めていきたいなというふうに思っているところであります。

よろしく願いいたします。

1、議長（堀田） 次に、11番、旗手恵子議員、登壇の上、発言を許します。

1、11番（旗手） 私は、国民健康保険の構造問題の解決に向けて、町長の見解と対策について質問いたします。

国保の都道府県化がスタートしました。これまで国民健康保険は各市町村が単独で運営してきましたが、今年度から市町村と都道府県が共同で運営する制度となりました。新制度に変わっても国保税の額を決め、集めるのは市町村の仕事です。

一方で、国保の財政は都道府県が管理するようになりました。北海道は、各市町村の国保税の算定式や集め方、医療給付の水準について指導し、意見を言う権限が与えられました。

政府がこのような仕組みを導入した最大の狙いは、多くの自治体が一般会計から国保会計への公費の繰り入れを行っている、この法定外繰り入れの解消と医療費の抑制、給付費の抑制にあると思いますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

国保の都道府県化は2014年ころから検討されてきましたが、国保の構造問題の解決なしに進められないという意見が全国知事会など地方団体から強く主張されました。何よりも国保税が協会けんぽや組合健保の保険料に比べて異常に高過ぎるという問題です。国保税の高騰を招いた大きな要因は、加入世帯の貧困化、高齢化と国の予算削減にあるのではないのでしょうか。

厚労省保険局の国民健康保険実態調査報告の各年度版で調べると、国保税がスタートした1960年代、国保加入世帯の4割は農林水産業、3割は自営業でしたが、今では年金生活者などの無職が4割、非正規労働者などの被用者が3割で、合わせて8割近くを占めるようになっていきます。厚労省保険局の国民健康保険事業年報、実態調査報告で調べると、1990年代前半には270万円を超えていた

国保加入世帯の平均所得は、今や138万8,000円にまで落ち込んでいるといえます。

その一方で、1984年、国保への国庫負担を総医療費の45%から給付費の50%に大幅に削減し、その後、加入世帯の所得実態が激変する中でも国の責任を後退させ続けてきました。加入世帯の貧困化、高齢化と国の予算抑制の中、国保の1人当たりの保険料は、1990年代の6万円台が2016年には9万4,000円を超える状態となっています。

本町での国保世帯主の職業別世帯構成の割合、保険料、加入世帯の平均所得の推移はどうなっていますか。

高齢者など社会的弱者の医療制度となっている国保の保険料負担が被用者保険よりも高い、これこそ地方団体が一致して解決を求めている国保の構造問題ではないでしょうか。

全国自治会などの地方団体は、国保制度改革の協議の中で国保の構造問題の解決策として、保険税をせめて協会けんぽの保険料並みに引き下げするため、1つには1兆円の公費負担を行うこと、2つ目には子育て世帯の国保税を高騰させる要因である均等割を見直すこと、3つ目には子どもの医療費無料化を行う自治体に対する国庫負担減額のペナルティをやめることを要求してきました。

こうした要求や世論の高まり等もあり、厚労省は自治体による子どもの医療費無料化へのペナルティについて、今年度から未就学児に対する措置に限って国庫負担の減額をやめることにしました。さらに厚労省は、新制度の初年度である2018年、今年度は、急激な住民負担増とならないよう自治体に配慮を求める発信を連打するようになったといえます。

「2017年9月6日の説明会で厚労省は、市町村の法定外繰り入れについて維持を含めた検討を各自治体の担当者に指示するに至った」と国保新聞17年9月20日号に報道されています。すなわち厚労省は、18年度は激変緩和、6年かけて改革を実行、すなわち国保運営方針の第1期が終わる23年度末までには法定外繰り入れの解消などの赤字削減を実施し、保険料の平準化、給付の適正化を進めるよう指示しているといえます。

それに対し本町は、一般会計からの繰り入れを5年で解消するといえます。本当にできるのでしょうか。住民負担を招くだけ、住民を苦しめるだけになるのではないのでしょうか。それよりも町独自の負担減免、軽減を考えるべきではないのでしょうか。

例えば、仙台市では、国保料の均等割部分について18歳未満を3割軽減したといえます。単純計算で世帯平均1万円の値下げとなるといえます。埼玉県ふじみ野市は、県内で初めて第3子以降の国保税の均等割を全額免除、1人当たり最大3万6,000円減額になるといえます。激変緩和や法定外繰り入れの維持で当面の引き上げは回避できたとしても、高齢化による給付費の増大など、将来を見据えた解決の模索が必要と考えます。

昨年7月、全国知事会は、国宛てに要望書を提出したといえます。1つには国保への定率国庫負担の引き上げ、2つ目には子ども医療費無料化の国の制度の創設、3つ目には子どもの均等割の軽減、4つ目には障がい者、障がい児、ひとり親家庭などを含む自治体の医療費無料化の取り組みに対するペナルティの全面中止を要望しているといえます。私も大賛成です。国保の構造問題を解決する本当の改革を真剣に考えることが必要ではないでしょうか。その意味で国・道への働きかけが必要と思いますが、町長の見解を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 旗手議員の質問にお答えをいたします。

国民健康保険の構造問題の解決に向けての質問であります。

まず、1点目の制度改変の狙いについてであります。

平成30年4月より国保の都道府県化がスタートいたしました。国保制度につきましては、増大する医療費、少子高齢化による現役世代の負担増、年齢が高く医療費水準が高いなどの構造的な課題等を解決するため、北海道が国保の運営に中心的な役割を担うことになったものであります。今後とも医療費が増加すると考えられ、北海道という大きな器で市町村が抱える医療費増加リスクを全道で分散させていくものであります。

2点目の職業別世帯構成割合と保険税、加入世帯の平均所得の推移についてであります。

国保制度は、農林水産業及び自営業を中心とする制度として創設されましたが、本町におきましても制度発足以降、産業構造の変化に伴い農林水産業、自営業の構成割合が減少する一方、被用者・無職世帯が増加している傾向にあります。また、その中で国保加入世帯平均所得は昭和59年が180万9,000円、平成16年が119万3,000円、平成29年が166万2,000円となっているところであります。

次、3点目の住民負担についてであります。

本町におきましては、国保の被保険者の負担を低く抑えるため、長年、一般会計から法定外繰り入れを行ってまいりました。平成19年度から平成28年度まで総額で約4億5,500万円、1年平均で約4,550万円の赤字繰り入れとなりますが、本町の厳しい財政状況を鑑み、所得の低い世帯に配慮しながら、5年間で赤字繰り入れを解消し、削減をしていくものであります。

次、4点目の町独自の負担軽減についてであります。

本町の厳しい財政状況から、独自の負担軽減については非常に難しいと考えております。北海道、北海道市長会、北海道町村会、北海道国民健康保険連合会におきまして、国庫負担の財源確保について要請を行った経緯があるところであります。財源等の確保、拡充が被保険者の負担軽減につながるものと考えているところであります。

5番目の国・道への働きかけについてであります。引き続き財源等の拡充につきまして、関係機関と一体となって要請していくことが重要と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 国保のことについては、とにかく町も財政が大変だからということでさまざまこれまでも議論されてきているところなのですけれども、今、1次質問で言いましたように、国保の負担が非常に重いと。かつて農林水産・自営業の人が圧倒的に多かったわけですが、この

間、無職の人ですとか被用者の人が圧倒的に多くなってきていると。現役の方は、それぞれの健康保険に入っていますけれども、退職したら国保に入るわけですね。高齢になればなるほど病気をする、そういう確率も大きくなってくると。そういうことで、やはりそういう中で健康保険の財政を支えていくということになったときには、国の補助金というのが圧倒的になければ、頭からもう運営できていけないというのが国保だと思うのです。ところが、国の負担すべきお金をどんどん減らして、それを保険税と、あと町のやりくりで何とかしなさいということは、これ全く保険として成り立つ仕組みにはなっていないのではないかと思います。そこでいろいろ苦勞をして一般会計の繰り入れという方法もとりながらこれを運営してきたのに、そこを削っていくと、さらに保険料が高くならざるを得ないのではないかと思います。その点については、町長、どのようにお考えでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、やはり国がしっかりとした財源を用意しないと、この国民皆保険制度、消滅をしてしまうのではないかとというふうに思っているところであります。その関係で北海道をはじめ、北海道町村会、市長会などなど、国の財源確保に向けて毎年要望しているところであります。その結果、国のほうとしても財源確保に向けて一定程度の理解も示しているところであります。

しかしながら、今回こういった制度改革になったところであります。

本町におきましても、議員おっしゃったとおり住民生活を守る上で平成12年から国保の税率の改正はしていないわけでありまして。そうやって住民生活を今日まで守ってきたところであります。ほかの町村を見ると、その都度その都度、国保会計の状況に応じて住民に負担を求めてきたところがあるのですけれども、本町は大変厳しい生活状況を守るところのそういった政策で来たわけでありまして、やはりそこも、そういうことをやり続けてきた結果、去年取り組んできた行政・財政改革、そこに結びついてしまったということもあるわけでありまして。財政状況が厳しいという言葉一つで説明しているわけでありまして、やはりそういったことをきちっと、財政運営に責任を持つ者としてそこところは住民にしっかりとした協力を求めなければ、なかなか町財政、町の行政運営も立ち行かないのではないかとというふうに思っているところであります。

これまで議会に、制度設計の中でいろいろな方式を選ぶことができるのですけれども、本町としては低所得者、それから単身の高齢者の方々が値上げにならないように、むしろ本町の場合はマイナスになるところがあるわけでありまして、そういった配慮もこの制度の改正の中ではしているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町としてできるだけ配慮をしているということなのですから、一般会計

からの繰り入れも6年間でというふうに国は言っていますが、広尾はそれを1年短くして5年でやり上げるのだと言っていますよね。ですけれども、そのことがどれだけ大変なことかということは国もわかっているのですよ。ですから、先ほど国保新聞の中で紹介しましたように、6年とは言っているけれども、そこにこだわることなくそれぞれの事情も考慮してやるべきだというふうに、要するに6年で解消しなさいというところにブレーキをかけて、それぞれの自治体でよく加入者のことを考えて検討しなさいというふうに説明されているのではないかと思います。だけれども、広尾町は、それを5年でやるということは、それだけ負担を大きくかぶせるということにつながっていくのではないかなと思うのですが、そういう心配はされていないのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 方針として6年間でと出されて広尾が5年というところであります。この5年というところは、行政改革をやり切る年度で5年とさせていただきました。議員おっしゃったように1年早まれば、それだけ負担が多くなるという、これは現実でありますけれども、何としてもやっぱり行革でこの財政危機、乗り切らなければならないということでございます。何もしなければ基金が平成36年で2億5,000万円ぐらいまで落ちる。それをさらに次の年は予算が組めないという状況、これを何としてもやっぱり回避させなければならないというところで住民の皆様方に料金の改定、制度の見直しなどお願いをしたところであります。特にこの国保の問題についても、12年から値上げをしてこなかったという、やっぱりそういったところの背景もあって住民の方をお願いをしているところであります。その結果、2億5,000万円が17億円、18億円まで残る結果になりましたけれども、さらにその先どうなるのだとさらに見通しを立てたときに、シミュレーションでありますけれども、さらに減り続けるという、あと4、5年は減るのではないかとということも出てきているところであります。さらには、シミュレーションに想定していない臨時的なことも突発的に起こってくるわけでありまして、そういったことを鑑みますと、やはりしっかりと行政改革を着実にやらなければならないというふうに思っているところであります。

国保についても、議員おっしゃったとおり、そのとおりだというふうに思っております。基本的なやっぱり解決は、国がしっかり補助金を出さなければ解決にならないところでありまして、今後北海道町村会をはじめ、関係団体としっかり連携をとりながら要望活動を強めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 予算の質疑のときだったと思うのですが、国保の構造的な仕組みの中で町独自の負担軽減ということで考えたときに、均等割ですよね、ほかの健康保険にはない、子どもの数によって保険料が高くなるという、ここの部分を、今、軽減をする自治体も出てきているのです。国保の負担が余りにも重たいということで何とかそこを改善できないかと、全国知事会なんか

も国に対してはそういう要求をしているのですが、自治体ごとに、そこを軽減することの事例も出ているということで、予算の中で取り上げたときに、そのことは検討してみますということだったのですけれども、その後の検討というのは進んでいるのでしょうか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 今おっしゃったように、均等割、第3子以降無料化している事例も手元にスクラップしたやつあるのですが、現実的にそうやって住民負担を軽減させている自治体があるわけがあります。本当にそういった意味では、自治体自治体でそれぞれ事情が違うわけでありますから、住民負担を許さないという精神については大賛成でありまして、できれば本当に、国がやらなければ自治体がやってでもという、そういったことは十二分に理解をするのですが、いかんせん私たちの本町にあって、いろいろなほかの行政バランスもありますし、そういったことを鑑みて今この第3子以降の免除については検討いたしましたけれども、踏み切れない状況にあるところであります。

1、議長（堀田） 旗手議員。

1、11番（旗手） 町も大変だけれども、納める人たちも本当に大変なのだとこのところをやっぱりしっかりと受けとめていかないとならないと思うのです。

議会報告会の中でも、そういう話が出されました。第5次行革でいろいろ住民負担が増えたと、そのことを全部否定するわけではないけれども、そのことによって影響を受ける人たちがたくさんいると、その低所得で苦しむ人たちのことを議会は真剣に考えているのかと、余りにもすすいと通ってしまうのではないかということも指摘されました。やっぱり私もそうだと思うのです。町の財政も大変だけれども、そういう構造的なかわりから国保の負担というのは本当に大変なわけですから、そこをどうやったら軽減できるかということで、町としてできる努力は、やっぱり第3子目を全部減額するということもあるだろうけれども、そのうちの何%を軽減するとか、そういう方法もできないのかということを私は真剣に考えるべきではないかなと思うのです。

と同時に、そもそも国保がこんなに大変になったのは、国庫負担を大幅に減らした国に最大の原因があるわけですから、そこをきちんともとに戻しなさいと、国は応分の負担をするべきだということで、やっぱり声を大にして言っていかなないとだめだと思うのですよ。その二本立てでやって、初めて町民は、町も大変な中でこうやって努力してくれているのだなということが理解されてくるのではないかなというふうに思うのです。

そういう意味で、これまでもやっているとは思いますが、国や道に対しても、町長としてもきちんと物を言っていくと。それとあわせて、町として最大限ここまでならできないのではないかなという検討をもっと丁寧に行っていくべきではないかなと思いますが、町長、どうですか。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 議員おっしゃったとおり、これからも引き続き、強力に国に向けて要請活動をしっかり行ってまいりたいというふうに思っております。

後段、町として何ができるのだと、もっと具体的に検討をということでございます。いろんな事例等を参考にしながら、それぞれ研究課題にさせていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 休憩します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

再開します。

次に、4番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（前崎） 2点について質問をいたします。

まず、1点目でありますけれども、小中学校教員の勤務時間等の実態について質問いたします。

昨年12月24日に文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」を示し、これに伴い、本年1月に北海道も「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を策定いたしました。

加えて、スポーツ庁は、教職員の働き方改革の中で重要な位置づけとされる「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を示したところであります。この中で、将来においても、生徒各自のニーズに合ったスポーツ活動ができ、生涯スポーツに親しむ基盤として持続可能なものにするため、部活動のあり方の抜本的な改革に取り組む必要があると規定しております。とりわけ当該ガイドラインの策定趣旨としてスポーツ庁は、都道府県・市町村教育委員会は、運動部活動のあり方については、本ガイドラインにのっとり速やかに改革に取り組むことを期待するとしております。

スポーツ庁が示した具体的な主なガイドラインとしては、運動部活動における適切な休養日の設定であります。この中で部活動における休養日、活動時間はスポーツ学の観点からジュニア期における基準を設けるとし、1つとして、週当たり2日以上以上の休養日を設ける（平日は1日、土曜・日曜日は少なくとも1日以上、大会参加等の場合は休養日を振りかえる）。2点目として、多様な活動を保障するため、長期休養期間（オフシーズン）を設ける。3点目として、1日の活動時間は平日2時間、週末等は3時間程度にする。4点目は、都道府県等は、この基準を踏まえて設定するとしております。

しかし、北海道が示したアクション・プランのうち、運動部活動指導に係る負担軽減の内容は、部活動における休養日は週1日以上、土曜・日曜日は月1日以上としております。スポーツ庁が示した土曜・日曜日は少なくとも1日以上から見ると、大幅に後退をしています。また、活動時間も平日2時間から3時間、土日は半日程度と、いずれもスポーツ庁の基準を超えております。北海道のアクション・プランについてどのように考えているか教育長の見解を求めます。

また、北海道の時間外勤務の実態調査では、厚生労働省が定めた過労死ラインを超える週60時間を超える教職員は小学校では23%、中学校では47%、教頭先生で71から73%、過半数を超えています。

これを受け、道のアクション・プランでは、週60時間を超える教員に対し、時間外勤務の縮減方を定めることを明記しております。教員の勤務時間数は1週間当たり38時間45分となっていますが、毎週部活動等を含む時間外勤務が20時間を超えれば、月80時間の過労死ラインを超えてしまいます。加えて、教員が一番時間をかけるべき授業研究、教材教具の準備、ワークシートの作成などの時間が確保できないと言われています。

次の点についてお尋ねをいたします。

1点目は、本町の小中学校教員の時間外勤務の実態はどのようになっているのか。

また、勤務実態について、全道でも一部の教育委員会ではタイムカードを導入して時間外勤務の把握をしているが、本町ではどのような方法で行っているのか。

2点目としては、運動部活動の休養日の設定は、平日及び土日の部活動の休養日の設定はどのようになっているのか。

3点目として、スポーツ庁や道のアクション・プランでも明記されている部活動等の外部指導者の積極的活用など外部委託の状況はどのようになっているのか。

また、4点目としては、道内中核都市の教諭は「学習指導要領の改訂など教員1人当たりの授業時数が増え、授業準備などの業務が放課後に回さざるを得ない」「教員数を増やさなければ抜本的な解決にはならない」と指摘しております。学校における教職員の働き方改革、時間外労働の縮減を図るには、教員の定数増が不可欠であります。そのことにより丁寧に子どもに向き合える環境を整備すべきであり、道教委に対し、しっかりと要請すべきと思いますが、教育長の答弁をお願いいたします。

次に、2点目は、広尾町立国保病院の独法化による収支改善見込みであります。

広尾町立国保病院の経営形態について、3月の第1回定例会において、6人の有識者による同病院あり方検討委員会の答申書の内容について説明があったところであります。答申内容の核心は、公設公営による地方独立行政法人（非公務員型）へ移行することを検討するよう提言しているものであります。この答申を受けて役場庁内の会議で検討した内容について、4月16日開催の広尾町国保病院あり方調査特別委員会で同病院の経営形態検討報告があったところであります。それによると、町民に良質な医療を将来にわたり提供するため、地方独立行政法人に移行することが望ましいとの方針が示されました。

過般開催された住民に対する議会報告会でも、当該町立国保病院の独法化について取り上げ、説明をしたところでありますが、参加した住民の中からも「内容がよくわからない」「進め方が拙速ではないか」「住民に事前に説明すべきではないか」などの意見が出されたところであります。独法化の方針は示されたものの、これに伴い収支改善計画がどのようになるのか、また、そのことにより町の一般会計からの繰出金が幾ら減額になり、財政効果をもたらすのか明確になっていないもとは、判断材料にならない状況であります。参加者の質疑の中でも「独法化になったら、もう町から

金は出さなくてもいいのか」等の意見も出されましたが、具体的に数字が出ていない中で、経営形態の説明程度で未消化で終会した感が否めないところであります。議会の特別委員会や議会報告会において、「町民に対し議会提案前に丁寧に説明すべきではないか」との意見が寄せられておりますが、とりわけ今後の独法化のメリットになる病院経営のあり方としてお聞きいたします。

全国の独法化している病院は90ほどありますが、そのうち規模が最も小さく、かつ本町に近い類似団体は人口1万7,000人の福岡県川崎町の町立病院、平成23年度から独法化しております。

そこで、1点目でありますけれども、医業収支比率ですが、本町の平成22年度の医業収支比率は71%で、仮に人件費などの100円のコストに対し71円の収入となります。一方、川崎町立病院は、100円のコストに対し110円の収入で、収入のほうが多くなっています。5年後の平成27年度は、広尾町立病院はさらに低下して64円の収入に対し、川崎町立病院は103円となっており、100円のコストよりも収入が上回っております。川崎町を先進町村の事例とするならば、本町の医業収支比率の目標数値はどの程度見込んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

2点目ですけれども、入院病床利用率では、平成22年度、本町は73%、川崎町立病院は83%、また平成27年度は本町が60%で、5年間で13ポイント下がっております。一方、川崎町では86%、やや上昇しております。本町の病床利用率の目標数値の想定は幾らなのか。

また、いまだに財政収支計画、財政シミュレーション等が示されておられませんけれども、運営負担金の繰出金の見込額はどのような数値目標を見込んでいるのか、お答えいただきたいと思います。

また、職員等給与については、経営形態報告書の中で、非公務員となるため独立行政法人国立病院機構の制度を基本とした新しい給与制度の検討とありますが、移行する職員については移行前の給与を保障するとしております。今後においても、いわゆる医療職給料表を準じて適用するものと認識するものですが、改めて職員等の給与体系の内容について答弁を求めます。

1、議長（堀田） 答弁。

笹原教育長、登壇願います。

1、教育長（笹原） それでは、前崎議員のご質問にお答えをします。

本町におけます小中学校教員の勤務時間の実態についてのご質問でございますが、初めにスポーツ庁が示しますガイドラインの設定内容と北海道が策定しました「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」の設定に関します私の見解についてでございますけれども、道教委といたしましても、本プランにつきましては、今後の国の動向や学校における取り組み状況などを見きわめながら、今後必要に応じて適宜に見直しをする考えであります。私ども教育委員会といたしましても、北海道のアクション・プランを参考に、管内の動向や学校現場等々の理解を得ながら、広尾町としての推進プランの作成に当たってまいりたいと考えております。

次に、広尾町の小中学校教員の時間外勤務の実態についてであります。現状では各学校管理職が教員の勤務形態管理を行っておりますが、教員個々の勤務実態につきましては、数値で押さえたものはございません。

なお、こうした実態を踏まえまして、改善策として、現在、教員個々のパソコンソフトによります稼働状況から、その勤務実態を把握すべく検討をさせていただいているところでございます。

次に、部活動の休養日の設定についてであります。毎週1日以上、土日、祝日は月1日以上を休養日として設定しております。

続きまして、部活動等の外部指導者の活用についてであります。中学校では平日の部活動では午後3時45分からの開始となることなどから、一般に就業、職業に従事されている方での対応は非常に難しい状況にあることなどから、指導者の登録はしておりません。

ただし、少年団活動では教員以外の外部指導者によります指導が行われている実態が多くあります。

最後になりますが、学習指導要領の改訂によります小中学校での道徳や外国語の教科化など、改訂の趣旨を踏まえた教育課程を実現するためにも、教職員の定数改善等につきましては、毎年、北海道町村教育委員会連合会としまして、文教施策に対する要望の一つとして道教委を通して国に要望をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

1、議長（堀田） 続いて、答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） 次に、2点目の町立病院の独法化による収支改善見込みについてであります。

町立病院の患者数、医業収益の減少は、人口の減少によるものと地域住民の医療ニーズを考慮した診療科及び医師の配置がなされていないことが原因にあるところであります。このことにつきましては、4月16日の議会調査特別委員会で町立病院を地方独立行政法人へ移行し、北斗病院の協力をいただき、医師の確保と安定した医療の提供により経営改善に取り組む旨の報告をさせていただきました。

今後、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供や効率的な病床管理を行うことにより、病床利用率の向上を図り、収益を確保するとともに、費用については、後発医薬品の採用促進や医薬品及び診療材料の購入方法の見直し、業務委託や事業運営に係るあらゆる支出を点検し、その節減に努めるなど、地方独立行政法人への移行後の病院の業務運営に関し、北斗病院と診療体制や病床の再編などについて協議を進めるとともに、役場内の関係課との協議を行い、中期目標を現在、定めることになっております。その段階で具体的な収支見込みが示せる状況となります。ご質問の医業収支比率、入院病床利用率、運営負担金の拠出額、財政収支計画等の目標値につきましては、その段階で示せるものと考えておりますので、調い次第お示しをさせていただきます。

また、地方独立行政法人の職員給与は、法第57条第3項において「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与、当該一般地方独立行政法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮して定めなければならない。」とされております。このことから、独立行政法人国立病院機構の制度を基本に、先行事例も参考に検討する考えで

あります。国立病院機構におきましても、いわゆる医療職の給料表を採用しているところでありま
す。法第59条の第2項の規定により法人に移行する職員については、職務に応じた医療職給料表を
適用し、移行前の給与の額を保障する考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 小中学校教員の勤務時間等の実態について再質問いたします。

この北海道のアクション・プランを見たときに、いわゆるスポーツ庁が示したガイドラインと非
常に大きな乖離があるということで、それが率直に感じたところなのですけれども、いわゆるスポ
ーツ庁は、土曜・日曜、祝日は、少なくとも1日以上は休養日を設けるということでありませ
けれども、北海道が示したアクション・プランは土曜・日曜、祝日で月1日以上ということですから、
例えばこの7月の実態を見ますと、スポーツ庁の基準でいくと月5日以上は休養日を設けるとい
うことになりますけれども、道のアクション・プランでいくと月1日ということで、多分そういう部
分では、道のアクション・プランというのは従前とほとんど変わらない休養日の設定ではないかな
と、平日は除きますけれども。そういう意味で、やっぱり今後、スポーツ庁の示したガイドライン、
冒頭申し上げましたけれども、文科省のいわゆるガイドラインをしっかりと踏襲してほしいと、要
するにスポーツ庁のガイドラインにのっとり行ってほしいという、そういう明記がしてあるところ
でありますけれども、一般的な法の解釈では、国の法律を上回って都道府県等の自治体が基準を決
めるということにはならないわけでありまして、これはガイドラインですから、その拘束力はない
わけでありませけれども。

ただ、この問題については、今、全国でもいろいろと取り上げられておりますけれども、例えば
宮城県の教育委員会は、2017年から「部活動での指導ガイドライン」ということでスポーツ庁の有
識者会議によるガイドラインよりも1年早く作成をして、中学校では原則として平日は1日以上、
土日から1日以上を休養日に充てるようにという形で実際ガイドラインを設けて施行しております。
北海道と他の県との温度差はありますけれども、やはりこのことについては、先ほども申し上げま
したけれども、スポーツ医学の見地から見ても、スポーツ庁に近づく、そういった見直し、改革が
必要ではないかと思っておりますけれども、なかなか道が示した内容から広尾町が独自にというのは難し
いのでしょうか、広尾町として今後こういったスケジュールでそのような改革に取り組むと
考えておられるのか、お答えいただきたいと思っております。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問でございますけれども、確かにガイドライン、スポーツ庁
のガイドラインと北海道のアクション・プラン、まだ多少の違いがあるわけでございますけれども、
なかなか正直申し上げてスポーツ庁のガイドラインにいきなりこれをそこに照らし合わせるとなる

と、いろいろ部活動も含めて支障もあるというようなこともございまして、実際、今、管内では帯広市さんで策定がされておりますけれども、内容を見させていただきますと、やはり道のアクション・プランに準じた形で策定をされているようでございます。また、管内のほかの町村、数町村も私ももそうなのですけれども、今のところそういった形に準じて策定をされていくのかな。ただ、これは先ほどもちょっと答弁の中でお話しさせていただきましたけれども、道のほうもこれからいろんな環境あるいは部活動のあり方も含めて学校現場との協議をする中で、それに近づけていけるものは近づけていきたいという考えでございます。

ただ、1点だけ私、活動時間の関係で、例えばガイドラインは平日2時間ないし3時間程度とあるのでございますけれども、アクション・プランのほうでは土日、祝日等はやっぱり半日程度、この半日というのは4時間程度を指しているのですね。これがスポーツ庁の言う二、三時間になると残業手当が今度はつかなくなるのですね。そういう教員特有の給特法というのが昔からございまして、これは給与に関する法律でございまして、そうなりますと半日を切ると、なかなかそういった給与あるいは手当の部分で影響も出るということもございまして、そのところで果たしてどういう形で統一できるのかということも含めて、これもさっきお話しさせていただきましたように、北海道の町村教育委員会連合会、私もちょっと昨年から役員をさせていただいておりますけれども、やはりその辺は道教委のほうで統一していかなければ、その学校、その町で勤務する条件が変わるというののもちょっといかなものかなということもございまして、そういったこともこれから加味しながら、微に入り細に入り、いろいろな方向になるようにプランを策定、推進していきたいというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 北海道としても、このアクション・プランを策定するに当たって、平成28年度に実施をいたしました教職員の時間外勤務の実態調査を行っておりますけれども、これで1週間当たりの勤務時間数が60時間を超える割合を示しております。広尾町の実態調査はこれからということでもありますけれども、いわゆる週60時間を超えるということは、もう月80時間の過労死ラインを超えることになります。道は、今年度から32年度までにこれをゼロにするというふうに言っておりますけれども、例えば神奈川県下の小学校の教員が、長時間労働の解消を求めて措置要求を行っております。この措置要求制度というのは、地方公務員法第46条に基づいて給与や勤務時間など勤務条件に関する改善を求める制度でありますけれども、この措置要求の内容ですけれども、始業・終業時刻をタイムレコードなどで把握する、休憩時間の保障、部活は平日の休養日をつくり土日のうち1日を休む、このような内容で措置要求をしておりますけれども、部活動とあわせて、いわゆる平日の勤務時間といいますか、この部分、けさも医師のそういった過労問題が出ておりましたけれども、今、非常に社会問題になっておるところであります。これについて、たまたま私も近くに小学校あるものですから行きますけれども、たまに9時とか夜9時半とか通りますと、車が五、六台とまって、まだ明かりが、こうこうと照らして仕事をやられておりますけれども、そういった意

味では月80時間という過労死ラインを当然超えてはなりませんし、そういった部分で広尾町教育委員会としてどのように今後、具体的な方策で取り組んでいかれるのか、それについてもお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） ただいまのご質問でございますけれども、私も日ごろから小中高、それぞれ見させていただいておりますけれども、本当に夜遅くまで職員室、こうこうと電気がついている実態は承知しております。

ただ、管内的にもタイムカードによる勤務実態のそういった対応というのをしているところが実際にはないのですね。それはなぜかといいますと、先ほど少し触れましたけれども、ある程度教員の給特法という法律に基づきまして、超勤は基本給の4%ですとか抑えられてきているのですね。もうこれ47年、50年近くずっと古い法律でやられてきているのですけれども、そういった意味で、これも先ほど1回目の答弁でお話しさせていただきましたように、何とかパソコンを活用して、今、教員一人一人配置していますので、パソコンを活用させていただいて、みずから自分で出退勤を打ち込んでいただいて、それをエクセル等で集計するようにして、またその集計するのに教頭さんが一生懸命残業したら意味ないので、その辺、自動的にそういったものが集計できるような形で実態をつかまえて、これからそれらの状況に合わせた形で本町に合うような推進プランというの、これから少しずつ立てていきたいなというふうに考えております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） それぞれの部分で教員の時間外労働が多いということは共有しておりますけれども、とりわけそういった過労問題という部分では、これは特異な部分でありますけれども、例えば福井県下の若狭町の教員でありますけれども、新採用として赴任されたのですけれども、すぐ担任を受け持って、野球部の顧問ですとか、そういった部分とプラス当然、授業準備、初任者研修、会議等、実はこの先生、いわゆる過労によってみずから命を絶ったという痛ましい事故なのですが、直近の残業時間が月169時間になっているということなのですね。以前も電通の問題ですとかNHKの記者の問題も取り上げられていますけれども、やはりそういった面で社会全体でこういった部分というのは、やはり注視をしていかなければならないと思います。

過般、新聞にも出ていましたけれども、例えば今の職員の自分の授業時数のそういった研究から含めて部活動を持っている方については、なかなか本来の業務が時間内に終わらなくて、しまいには自宅まで持ち帰ってやられている方も一部おられるのですけれども、基本的な教員の増加をしなれば、そういったことは抜本的な解決にならないと、それも喫緊の課題だというふうに指摘されておりますけれども、そういう意味では、特に本町も新採用教員は多いのですけれども、その新採用教員のサポートとあわせてやはり教職員の増加について、先ほども言われましたけれども、道教委

に対して積極的に要請をしていくということが必要かと思いますが、あわせてご答弁いただきたいと思います。

1、議長（堀田） 笹原教育長。

1、教育長（笹原） 私もそのとおりだというふうに思っております。なかなか近年、教職員のなり手も少なくなってきたというような、そういうような状況もございますけれども、今お話ありましたように本町も若い教員、新規採用の教員、非常に多いです。そういった意味も含めて、いつもお話しさせていただいておりますけれども、町単費の教科指導員ですとか補助教員、そういった対応をさせていただいております。

加えて、なかなか課題を持ったお子さんも当然おられますので、そういったことも含めて若い教員のそういった支援も含めてそういう対応をさせていただいておりますので、そのところも含めて、学校を挙げて、町を挙げて、教育委員会も含めてそういった、よりよい環境体制、学校環境体制というのをこれからも構築してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 次に、町立国保病院の独法化による収支改善見込み等に係る再質問をしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる医業収支比率が現在60%台に落ち込んでおりますけれども、これは少しでも引き上げる努力が必要であると考えますし、そのことが一般財源から繰出金の額を少なく抑える、そういうことに結びつくわけでもありますけれども、あわせて病床利用率なのですけれども、平成27年度は60%まで低下して、そういう低下の部分から平成29年度、従前の病床数60から48床へ2割削減して今日に至るのですけれども、それでも29年度現在の病床利用率は65%にとどまっているのですね。総務省のいわゆる一般的なガイドラインというのは、70%を維持するようという形で示されておりますけれども、広尾も23年は73とか77とかと一定程度の数値は示していましたけれども、ここ2、3年、特にその数値が落ち込んでいる状況であります。こういった部分で、要するに独法化によって、例えば病床利用率が幾らに設定するのか、そういったものが示されて、初めて独法化に係るメリット、デメリットの一つの判断材料になるというふうに思うわけです。

今回の提案については、そういったものが示されないで定款の提案という形になっているのですけれども、現状の提案を例えて言えば、漁船が沖合に出て魚群探知機を持たないでとりあえず沖に出て投網すると、どこにどれだけ魚がいるかというのは当然把握できないというような状況にもなるのかなと。そういった意味で、議会報告会なり、あるいは今までの町民の声を聞きますと、やっぱり事前にそういったものを町民に説明してほしかったというようなことが聞かれております。

いずれにいたしましても、今後、中期目標を軸にいろんな数値も出すという答弁でしたけれども、例えば町としての最低の数値目標というのはここにしたいのだということの中で、だから独法化だという提示が示されなければ、後でこういう形ですというのも、なかなか町民は理解できないのかなというふうに思うのですけれども、その点、独法化に至るときの経緯として、その辺の先ほど申し上げた医業収支比率だとか病床利用率だとかの点についてどの程度検討されているのか、これについてお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） まず最初に、町としての基本的な考えはどうかということでありますけれども、基本的というか、理想は、不採算の部門については国から交付税が来るわけでありますから、限りなくそれに近づけたいと思っています。目標は、そこであります。なかなかそれでは終わらないわけでありますけれども、限りなくそういった国の交付金に近づけたい、これが基本であります。

それから、いろんな収支ですとか、それが示されていないということがありましたけれども、今まで特別委員会などで説明をしてまいりました。その中でスケジュールも説明をさせていただきましたけれども、まずは定款を議決していただかないと前に進まない、いろんな手続が進まないということで定款の議決をさせていただきました。そして、次に議会の議決をもらうのは中期目標であります。中期目標の中には収支見込みが細かく、病床の利用率ですとか、いろんな考えられることをその中でシミュレーションをして、そして中期目標が上がるのです。

ですから、どっちが先かということが非常にあるのですけれども、そういったことを決めて、中期目標の原案を決めて、そして評価委員会の条例も議決されましたけれども、見識者によって評価委員会で、その中期目標を評価してもらう。これでは中期目標だめだよと言われたら、そこでまた作り直すだとか、そんなやっぱり作業手順があって、そして中期目標が上がる、それには財政シミュレーションがきちっと裏づけをされている、そして北海道はそれを見て判断をするわけでありますから、そういった細かなスケジュールがずっとあるのです。ですから、そういったことができ次第、今ある議会の特別委員会などにもきちっと説明をさせていただいて、そしてでき次第、9月の議会か当初は12月議会で提案というスケジュールですけれども、できるだけ早く議会のほうにお示しをして議論をしていただければというふうに思っております。

1、議長（堀田） 前崎議員。

1、4番（前崎） 今、なるべく国の地方交付税に近づけるということでありますけれども、現在、29年度見込みでは約1億7,000万円程度の地方交付税が一般会計に入っておりますけれども、そういう形になれば、本町の財源の削減効果にも大きく寄与するということでありますけれども、冒頭触れましたけれども、今後、独法化されると、今言った中期目標議決後に、いわゆる運営負担金の総枠の議決も、これ議会の議決事項になりますけれども、例えば池田町も平成23年度から、あそこは

指定管理者制度をやっていますけれども、池田町が指定管理者に出すお金は10年間固定しているのですね。ただ、いわゆる収益的収支の町の負担金、これを固定化して、そのほかに例えば人工透析事業とか新たに惹起したものは、これは追加するという形なのですけれども、そういった意味では、池田方式というのは安定した財政運営ができるのかなというふうに思っております。

それと、職員の人件費の中で、先ほど法人法の法律の中で、民間企業の従事者の給与等々の部分がありました。これについては、私もこの法人法の中身は見ておりますし、前に研修会で総務省のアドバイザーの方から人件費の部分についての説明もございました。他の独法化されている病院の中で、全部は調べていませんけれども、基本的な業務のアウトソーシングだとか、あるいは非正規だとか、給与も要するに国立機構の給料表がありますけれども、そのどこに当てはめるかによって差がありますよね。そういう部分が当然、他の独法化された病院はあるというふうに聞いていますけれども、本町は現行の給与水準を保障するということでありますけれども、例えばこれが理事長なり、そういった役員の方を変更したことによって、こういったものがきちっとやっぱり踏襲されなければ、そういった労使の約束事といいますか、そういったものが担保されないと思うのですけれども、その点についてお答えをいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 先ほど限りなく国の交付税で見たいという方針を申し上げましたけれども、他の独法を見ると、すぐにはその効果というのはなかなか難しいかなと思いますけれども、究極的にはそういう考え方でございます。

また、職員の人件費の関係でありますけれども、独立行政法人というのは、国立病院機構の給料表を使うのが原則であります。経験年数だとかから当てはめれば、うちの職員を当てはめて検討しました。そうすると、相当下がります。基本的には、国立病院機構の制度でやるのですけれども、うちの職員を当てはめると下がるものですから、そうすると今いる職員が移行してくれない、病院が成り立たないわけでありますから、その部分については、今のもらっている給料を保障して、その額を国立病院機構の表に当てはめるという今、考え方であります。ただ、その表は職務職階制でありますから、その職務職階制でやりたいというふうに思っております。

それと、運営交付金なのですが、差額があるものですから、その差額については広尾町がそういうふうな方針を出したわけありますから、独法としては、その差額については、運営交付金でいただきたいという形であります。そのことは、給料表は本来はここにあるところがここにあるわけありますから、その差額は業務の中では解消できないので、運営交付金としていただきたい、広尾町から。そのところはきちっと今度の北斗病院との事務的なすり合わせではそういう形で進めたいなというふうに思っております。きちり担保をとって職員の保障をさせたいというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 次に、10番、^{おだ}小田雅二議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（小田） 1つ目は、町が発行する商品券についてであります。

敬老祝金としての商品券をはじめとして何種類かありますが、これらの商品券は、受給者としてはしまい忘れや紛失などのため、未使用で終わってしまうものも少なくありません。ほとんどが福祉事業の一環でもありますので、担当セクションとしては、消化率、使用率100%を目指し、電話をはじめいろんな策を講じていると思いますが、今後、高齢化がより進む中で不使用となるケースが増えると考えられます。電話以外に文書等の送付でさらにダブルチェックなりをして、受給者にその旨を促すことも必要だと思います。町としてほかにもいろんな方法を模索していくべきだと思いますが、町としてはどのように考えますか。

2つ目に、サンタランドとしての広尾町は、格差社会がもたらすところの例として挙げている「子どもの貧困」等にとどのように対応していくかということについてお聞かせ願いたいと思います。

世界的に「格差社会」という言葉がセンセーショナルに大きく取り上げられたのは、1年前のある報告書でありまして、また、そのほかにもベストセラーになったトマ・ピケティの経済的不平等を解明した「21世紀の資本」でありました。世界で最も豊かな8人が世界の貧しい36億人に匹敵する資産を所有あるいはまた世界人口の1%の人の資産は、それ以外の99%の合計よりも多いというような記述があったり、また、ピケティは、富裕層が株式投資や不動産によってお金が増えていくペースは年に4から5%もの利益がプラスされる、しかし一般労働者は年にせいぜい1から2%としてあります。

さて、日本の格差社会については、いろんな原因として所得税率の最高税率の低下あるいは非正規雇用、また、母子家庭が増えたり、しかしながら基本的には20年以上も続く経済不況により、中間層が埋没し、富裕層と貧困層が両極化し、かつこの格差が固定化、そしてさらに拡大しているとされています。GDP世界第3位の国日本は、先進30か国中、貧困率においても世界第4位とされています。

それでは、具体的にサンタランドのまちとしてどのような格差社会に向き合うべきかということについてお聞きしたいと思います。

まずもって、サンタランドのサンタクロースは、クリスマスの主役の一人ですけれども、同時にサンタが子どもに与える夢と希望の象徴でもあります。子どもの貧困が社会的に大きな問題となっている中、緊急避難的に急速に「子ども食堂」なるものが全国的に設置され、道内にも何と100か所以上あるとの新聞報道がありました。サンタランドを標榜する町に住む私たちとして、そしてまた議会として、そして町、執行者側としてどのような形でこのことに対応すべきでありますか。

子どもの貧困に対する広尾町での調査は、既にほかの議員からの要請を受けアクションを起こしていると思います。もし、子どもの貧困という環境の中であえぐ子どもたちがこの町にいますれば、町長はサンタランドのアンクルサンタではなくて、ファザーサンタとしてどのように対応していくのか、その考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

1、議長（堀田） 昼食のため、休憩します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

再開します。

答弁。

村瀬町長、登壇願います。

1、町長（村瀬） ^{おだ}小田議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目の町が発行・配付する商品券の未使用分に対する対策についてであります。

本町では、現在、保健福祉課において、福祉ボランティアポイント制度及び介護予防ボランティアポイント制度といたしまして、ボランティアポイントに対する地域振興券との交換事業、敬老祝金として節目を迎える高齢の町民に対する商品券の贈呈事業、福祉灯油で灯油以外の利用者に対する灯油同額相当分の商品券の交付事業を行っております。

また、水産商工観光課において、住宅リフォーム支援事業奨励金といたしまして、町内建設業者を利用してリフォームを行った町民に対し商品券を交付する事業を行っております。そのうち住宅リフォームにつきましては、商工会が発行した商品券を対象者に交付し、商工会が交付者を管理しており、保健福祉課所管の4事業につきましては、保健福祉課で印刷発行した商品券等を対象者に交付し、保健福祉課で交付者を管理しているところであります。

ご質問にありました商品券等に対する未利用者の状況といたしまして、主に保健福祉課で所管をしております節目の高齢者に対するもの及び燃料券として交付しております商品券で、1割前後の未使用が発生をしているところであります。未使用者に対しましては、防災無線を活用し、利用促進の周知を図っているところでありますが、今後もより一層の周知を図ってまいります。具体的には、現在の周知方法に加え、商品券の交付者を全て台帳管理して個別に使用状況の確認を行いながら、適宜個別に連絡してまいりたいと考えております。

交付対象となる方は高齢な方も多く、大事にしまい込んでしまい利用を忘れてしまう場合や、施設入所などの理由により商品券を受け取られてから町外へ転出される場合など、さまざまな事由により未使用となっていると考えられますが、町内で利用していただくことで町内の経済活性化を図るという側面もあります。今後も、より一層創意工夫を重ねながら、100%の利用率を目指し、利用率の向上を図ってまいります。

次、2点目であります。「子どもの貧困」への対応についてであります。

子どもの将来が、その生まれ育った環境に左右されることのないよう、国においては法律等の整備を行い、北海道においても推進計画を策定し、事業を行っています。

本町においても、国及び道の施策に基づきさまざまな事業を実施しているところでありますが、生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いているなど、厳しい状況は続いています。

子どもの貧困対策として、子どもの居場所や子ども食堂は、北海道内でも3年ほど前から広がりを見せ、今年1月に行われた北海道の調査では、子ども食堂は76か所で開設されており、札幌市を合わせると112か所で開設されています。十勝管内では、帯広市、士幌町、芽室町、大樹町が子どもの居場所として食事提供、学習支援などを行っており、北海道のホームページなどでも紹介されています。

本町では、今年度、次期子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査に合わせて子どもの生活実態調査を小学生、中学生、高校生とその保護者に実施し、子どもの貧困の実態の把握を行い、現在、実施している教育、福祉、労働等の施策における課題を確認する作業を進めているところであります。

子どもの居場所づくりといたしましては、放課後児童健全育成事業として、小学校1年生から6年生までを対象とした放課後児童クラブを開所しておりますが、今後、子どもの貧困対策につきましても、住みなれた地域で安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指し、関係機関と連携し、共生型社会の実現に向け、検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

1、議長（堀田） おだ小田議員。

1、10番（おだ小田） 1番目の商品券の件なのですけれども、100%にするために電話等で一生懸命呼びかけてやっていることもわかりますけれども、例えば、私もいろいろ、私が考えてもどうしようもない話ですけれども、スタイルとしてどこかで締め切った時点から、期限も切れた時点から、そこでまた再度、文書でもって一月ぐらいの猶予を渡して、それでやって、それでもだめなら何かの手というか、それでだめならもう仕方がないけれども、そういうダブルチェックをできなくはないのではないかなと思うのです。

この件に関しては、確かに今までの感覚では使わなかったら仕方がないというようなこともありましたけれども、実際にこの時代に、やはり忘れていたのであれば、善意で忘れていたのであればそういうこともできるし、あとそのほかにもいろいろ策を練ると、何かしらこのことを100%にできる方法はあるのではないかと思います。ただ、もちろん個人情報侵害するような形で、幾ら家族だから幾ら身内だからといっても、その辺は確かに問題はあるけれども、そのことについてなどは、最初から渡すときにできるかどうかかわからないけれども、もしお忘れになった場合は、どうのこうのとかという一筆というか、そういう文書を最初に渡してしまうことで行政のほうで、責任逃れではないけれども、行政としても筋の通った形で終わらせることもできるので、とにかくこれからは大変多くなるとは思うし、それぞれの人がみんな年をとっていくわけですから、何らかのいい方策を町の人たちみんなと考えればできなくはないと思うし、例えば先ほど言った文書で渡すときに、商品券を使いに行くのが大変だとかということであれば、私は、その場合については現金でも構わないと思うのであります。

というのは、例えば敬老祝金で10万円のところは5・5にしているのでしょうか。というふうに聞

きましたけれども。キャッシュ5万円、そして商品券5万円ですね。だから、そうしていくと今度、全部現金とかになるかもしれないけれども、とりあえずそれは緊急避難的な形でそういうこともしているわけですから、その辺いろいろスタイルとしてもできるので、ぜひとも100%に近い消化率を目指してお願いしたいというふうに考えます。ということで何かあればお答えいただきたいと思います。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） 本当に商品券で、いろんな事業で商品券を交付しているわけでありますから、ぜひとも100%使っていただきたいというふうに思っております。ご指摘いただいた点、それぞれ創意工夫をしながら、台帳管理をしっかりしながら、個別にわかるようにしていきたいなというふうに思っているところであります。期限が来る一月前ぐらいには、電話連絡ですとか、いろんな方法で周知をしたいなというふうに思っております。

ただ、紛失したとか、高齢者の方がしまい込んだとか、何ほどこかにありますかと確認しても、そういったケースがあるものですから、なかなか100%にはなりませんけれども、まだまだ交換できないところであれば、しっかりその辺については周知をして100%使っていただくように対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

1、議長（堀田） お^だ小田議員。

1、10番（小^だ田） 今の最後の紛失した場合、もうどこにあるかわからないといった場合については、先ほど言った期限が切れても一月の猶予を持って、使われていないことが確定できることがあると思うのです。例えば商店なんかで受け付けが何日までとなっていて、そこから今度それを役場のほうに持っていきますよね、精算するために。その期間も含めて、それを勘案して、それでも使われていないということが確認できれば、私はそこで発行してもいいのではないかというふうに思うのです。そこまで私は徹底してやるべきではないかと思いますので、その辺についてはいろいろ異論というか困難性もあるかもしれないけれども、やってやれないことはないと思うのですね。もし出てきた場合に、それは前のやつは無効ですと、その番号もわかっているわけですから、悪意を持ってないよと言っておいて、それはそれで今度、同時並行で使うというようなこともやれなくはないかもしれないけれども、そのときはそのときで、ちょっと法的に戦うにしてもあれですけども、その可能性は出てくるかもしれないけれども、でも何とかやれるのではないかというふうに思いますので、その辺お答えは要らないですから、ちょっと検討をさらにしていただければと思います。

次に、子ども食堂にかかわったようなサンタランドとしての、前にも何度もこの辺については聞いているのですけれども、精神的などいながら、実質的に、あしながおじさんのようなサンタランドとしての一つの事業、どんな形態でもいいのですけれども、なるほどサンタランドだというような

ことを私は町長としてサンタランドという冠を、利用と言ったらあれですけども、いい意味で利用しているわけですけども、経済の活性化とかいろいろ町のネームバリュー、ネームバリューはあるかないかは別として、ネームが広く行き渡って認識されることのメリットというのもいろいろあると思うので、それはそれですごくいいと思うのです。だけれども、本当にサンタランドだというようなところを、私はこの広尾の町でやっぱり子どもたちがサンタランドでどうのこうのと多分話をするときに、あそこにそういう聖地があって、恋人の聖地どうのこうので、それはそれでいいですよ、観光地としても存在しているわけですから。だけれども、本当のサンタランドの精神というものを本当に皆さんにわかってもらうのであれば、そのことをやはりこの町に住む子どもたちにも何らかの形で受け継いでいってほしいなと思いますので、固定した事業でなくてもいいから、その辺はやはりいろんなアイデアがあると思うので、それはいろいろ部署あるいは役場全体としてやるべきではないかと基本的には思います。

それで、この食堂に関係しては、これがいろんな経済状況でずっと続くのかもわかりません。だけれども、この辺で大樹でもやっているところで、ちょっと私、済みません、知らなかったのですけれども、この辺なんか実際にやっているところを見に行っていると思うのですけれども、その辺もほかの町のスタイルとか、いろいろゆっくりやるのではなくて、やはり緊急性があると思うので、ただ、小さな町ですからいろいろ実施に当たっては難しい面はあるかもしれないけれども、非常に困っている人たちに対して、これだけ100以上ものこういう子ども食堂が存在してやっていることに関しては、やはり町としても、うちはそんなのないぞということに全くならないだろうし、それで私、例えば今、調査はしているということですけども、例えば学校の先生なんかにもちょっと聞き取り調査なりをして、実際にどういう状況だということも聞けると思うのです。教育関係、学校を統括しているところとか、あと、どこのセクションでもいいですから、幾らでもそのありさまを聞けるし、PTAの会合なんかでも、いろんなPTAの中でのセクションがあればそこで聞くなりして、やはり早く手を打ってやっていくべきだと思うのです。

というのは、やはりこのことをできるだけ早目に進めることが子どもたちにとっても幸せにつながるし、広尾町としてのやはり責任、私も何でもかんでも補助しろなんては言っていないですよ。ただ、実態を知って、そして町ができることをできる範囲内で徹底してやってほしいと思うのですよ。なぜかという、ここはサンタランドのまちで、私は議会にいて、やはりその辺については納得いくようなことを、そういう施策を、補助事業を何でもいいからやるべきだと常々思っています。町長はそう思っていないのかもしれない。だけれども、役場全体として、その辺もやはり係長会議、課長会議、いろんな集まりがあると思うのですけれども、その辺で本当に真摯に向き合ってやっていただくと、いろんないい考えも出てくると思うので、ぜひともそういう会議があれば、私は邪魔しませんけれども、何とかその辺のありさまを私も知りたいし、その辺もちょっと、もしそういう会議があれば、小姑ではないけれども本当にやっていただきたいと思うので、その辺の実際にどういう考えが出たのかも私も知りたいし、せっかくここでその辺を質問しているのですから。

ということで、もし頭の中にちょっとしたアイデアというか、はっきり明確ではないけれども、こんな感じでやりたいというのがあれば教えてください。

以上です。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタクロース、サンタランドひろお、これはサンタクロースを標榜してまちおこししている、恐らく日本で広尾だけだというふうに思っておりまして、そういった意味では、もう35年続いている観光資源であります。そういった意味で議員もおっしゃったサンタクロースの持つ夢や希望、そして理念である「愛と平和、感謝と奉仕」、こういったことで全国に広尾町から発信をしていくという活動、大事だなというふうに思っております。特に、子どもに向けた情報発信でありますから、そういった意味では、今、サンタメール事業を中心に行っているところであります。多くの方々にサンタメールを使っていただいて、子どもにサンタクロースから手紙が届くという、そして子どもに夢や希望を与える、そういった活動をこれからも続けていきたいと思っております。

ただ、少子化だとか景気の低迷だとかということが関係しているのでしょうか。なかなかサンタメールも低迷が続けているところであります。でも、この事業は続けていきたいなというふうに思っているところであります。どういう形で続けていけるのか、今、模索をしているところであります。メールもカードの図柄も今年から全国から公募をする、そんな形もっております。その公募する効果として、公募することが全国にサンタメールを周知することにもつながるわけでもあります。そういったことの新しい取り組みも進めながら今しているところであります。

また、この事業も民間主体で運営してくれるところがあれば、今は北方圏交流振興会でやっているわけですが、それ以外に民間の力をかりて、もしできるところがあれば、そういった方々の応援もいただいて、サンタランド事業を進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

後段の子ども食堂の関係でありますけれども、やはり子どもを健やかに成長させるため、大人の責任だというふうに思っておりまして、行政も責任ある立場にあるところであります。全国で広がりを見せているのですけれども、貧困対策として子ども食堂をつくるというふうにイメージがあるのですけれども、つくられた方は、そうではなくて居場所づくり、これを入り口として子どもたちが一人でご飯を食べることのないように、それから後段ですけれども、高齢者の方もやるだとか、そういう趣旨があるようであります。間違ったイメージというか、貧困の子どもがかわいそうだから月1回、月2回食堂を開こうということではなくて、それもあるのでしょうけれども、そうではなくて一人で食べたり、例えば貧困もあるのでしょうけれども、貧しくて食べられない子どもたちを集めて、そしてみんなで仲間づくりや、そして勉強を教えるだとかという精神だというふうに伝わってきているところであります。そういった意味では、非常に今、全国で広がりを見せているところであります。この事業のやっぱ目指すところもちゃんとあるのだというふうに思っております。

ただ、これは多くのところでは、やっぱりNPOですとか、民間の方々ですとか、ボランティア

の方が中心になって、それぞれ運営をしていくというところでございます。行政のかかわりも場所の提供などやっているところもありますけれども、基本的には住民の方の力で運営をしているというところが多くあるところであります。

また、子ども・子育て支援のことに言え、いろいろな違う事業で本町も支援をしているところでございます。乳幼児医療ですとか、ひとり親ですとか、就学援助ですとか、るるあるわけでありまして、そういった意味では、本町も支援はしているところであります。ただ、こういった、具体的に今の子ども食堂的なところは、今のところ計画にはないわけでありましてけれども、でも子どもたち、町の宝でありますから、しっかり支援をして育てていきたい、そんな考えであります。よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） ^{おだ}小田議員。

1、10番（^{おだ}小田） 2つちょっとお聞きしたいのですけれども、今、町長は、サンタメール事業なんかは子どもたちに夢と希望というふうに言われましたけれども、私も夢と希望と言っているけれども、実際には夢と希望、それはいいのさ。そのほかに、実利と言ったら言葉は悪いけれども、実質的に本当に手助けになっているというようなことを、やはりもうそういう時代に来てしまっているのではないかと、そういう時代と言ったら変な時代ですけれども、そういう二極化してしまっているこの経済格差の中で、やはり行政としてできることをきちっと見つけてやるべきだと思うので、夢と希望のほかに今言ったことまでやらなければいけないし、確かに子ども食堂については、いろんなスタイルで多分いろいろ、100あるけれどもみんな同じようにやっていないし、ケース・バイ・ケースのところもあるし、ただ、あと外国なんかは何かよく冷蔵庫みたいなのを外に置いて、そこに余った人が、期限切れたやつはこっち、期限まだ切れていないやつはこっちという感じで冷蔵庫の中に入れていくような、それで鍵をかけてという格好で、そういうこともやっている。そういうことはちょっと日本にはなじまないとは思っただけけれども、あと例えばアメリカでは、実際には生活保護的な部分については、お金ではなくて、お金をやる生活保護のスタイルもあるけれども、実際にはフードスタンプといって食品、食べ物を買える券みたいなのかな、そういうやつを配ったりして、いろいろ海外にも目を向けるといろんな形でやっているの、町としてもやる気になればいろいろ検討して、研究してできることもあるし、そのことを実際にやらなくても、NPOだとかそういう形でやりたいという人が来ればいろんなことを検討し合って、それと、ずるいのかもしれないけれども、それとサンタランドをマッチさせれば一番いいのかなと思うけれども、無理にとは言わないけれども、でも基本的にやはりサンタランドのまちとして精神的な必要というのは何回も百回も言いますが、必要ではないかなと思います。

今、言ったことで何かあれば教えてください。

1、議長（堀田） 村瀬町長。

1、町長（村瀬） サンタランドのまちでありますから、子どもの夢や希望、しっかり発信できる町をつくっていききたいというふうに思っているところであります。

また、子ども食堂のことから言えば、やっぱり地域をつなぐという意味、それから子育てをするという意味、いろんな意味合いがあるのですが、その中で今、全国でこの輪を広げようというシンポジウムが計画をされているところであります。その同等のシンポジウムが、とかちプラザで8月に予定をされているところであります。そういったところにも職員が出向いていっていろんな情報をもらいながら、全国の例も参考にしながら、そして広尾町、サンタのまちとしてどんなことができるのか参考にさせていただければというふうに思っているところであります。

1、議長（堀田） 以上で、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

1、議長（堀田） 以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

あす9日と10日は休会とし、11日は午前10時から本会議を開きます。

なお、議事日程は当日配付しますので、ご了承願います。

本日は、これにて散会します。

散会 午後 1時26分